

対内直接投資審査制度について

令和7年11月20日

財務省国際局

- 1． 現行制度の課題と考え方
- 2． 届出を求める対内直接投資等の見直し
- 3． リスク軽減措置の明確化
- 4． 間接的な本邦企業への影響の捕捉

現行制度の課題と考え方

- 健全な対内直接投資の一層の促進を図っていくことが重要。
- 他方、安全保障等の環境変化を踏まえ、国の安全等を損なうおそれがある投資に対してはリスクに応じた適切な対応をすべき。

1. 施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

① 事前届出件数の増加

事前届出が必要な業種・行為について、リスクに応じたメリハリ付けが必要ではないか。

② 国の安全等に係るリスクを軽減するための措置（リスク軽減措置）の明確化

投資の実行は認めつつ、国の安全等に係るリスクに対応するための方策として、事前届出におけるリスク軽減措置の重要性が増しているところ、関連する手続について明確化が必要ではないか。

③ 投資実行後の最終親会社等の変更

本邦企業の株式・議決権を保有する外国法人等を、別の外国投資家の子会社とすること等を通じて、本邦企業の株式・議決権を間接的に取得するようなケースについて対応が必要ではないか。

2. 安全保障等の環境変化への対応

① 外国政府等の支配・影響下にある投資活動

外国政府等の支配・影響下において投資活動を行う、特にリスクが高い投資家について、対内直接投資審査制度の潜脱を防ぐため、さらなる対応が必要ではないか。

② 非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応

特にリスクの高い投資家の非指定業種への投資により、国の安全に係るリスクが顕在化した場合の対応について、どのように考えるか。

3. 執行体制・情報発信の強化

- 執行体制の強化、関係省庁との情報交換、投資家への情報発信等の取組を一層推進すべきではないか。

- 1． 現行制度の課題と考え方
- 2． 届出を求める対内直接投資等の見直し
- 3． リスク軽減措置の明確化
- 4． 間接的な本邦企業への影響の捕捉

事前届出の対象となる対内直接投資等の見直し

- 事前届出が必要な業種・行為について、リスクに応じたメリハリ付けが必要ではないか。

① 株主の行為

- ✓ 特に件数が多くなっている役員選任のうち、再任に係るもので特段の事情の変更がない場合には届出を不要としてはどうか。

② 指定業種

- ✓ 特に件数が多くなっている情報通信技術関連業種について、サイバーセキュリティ対策等の観点から必要が認められるものに限定されているか精査の上で、対象を限定してはどうか。
- ✓ 重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか精査すべきではないか。その際、業種区分のみならず、経済安全保障に係る他法令の取組との整合性にも留意すべきではないか。

- 1． 現行制度の課題と考え方
- 2． 届出を求める対内直接投資等の見直し
- 3． リスク軽減措置の明確化
- 4． 間接的な本邦企業への影響の捕捉

リスク軽減措置の明確化①

- 投資の実行は認めつつ、国の安全等に係るリスクに対応するための方策として、**事前届出におけるリスク軽減措置の重要性が増しているところ、関連する手続について明確化が必要**ではないか。

①届出事項としての明確化

- ✓ 届出書の記載事項にリスク軽減措置を追加してはどうか（国の安全等に係るリスクがある場合に限る）。

②審査過程における追加・修正の手続きの明確化

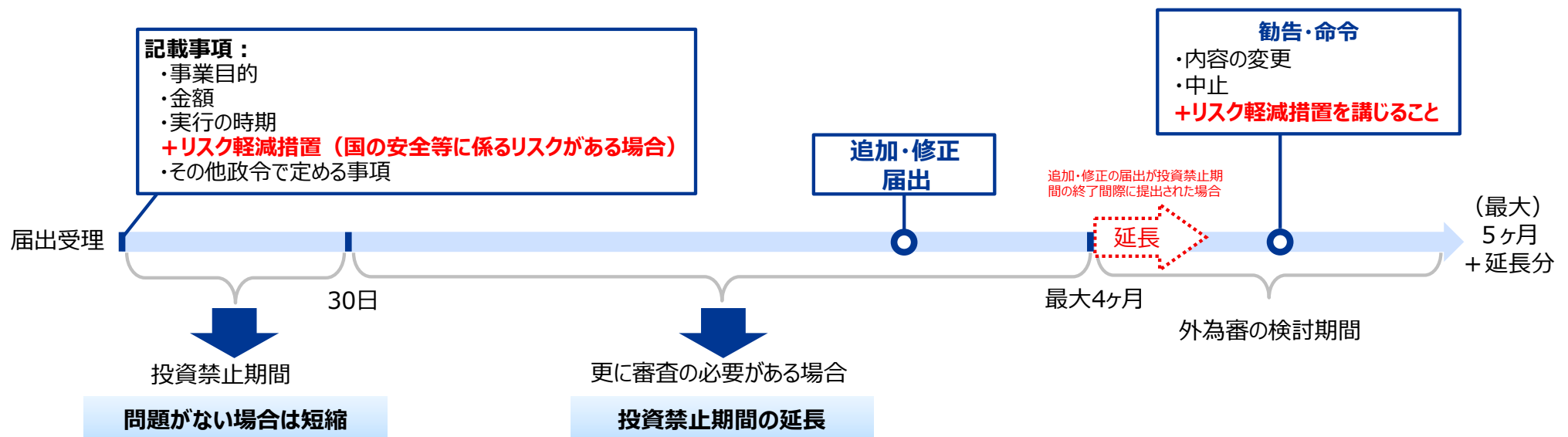
- ✓ 審査の過程で、リスク軽減措置の追加・修正の届出を提出することができることとしてはどうか。

※投資禁止期間は、当初の届出を起点とすることで、予見可能性の向上に資すると考えられる。投資禁止期間の終了間際に追加・修正の届出があった場合、必要な審査を行うため、一定期間に限って投資禁止期間を延長することも考えられるか。

③勧告・命令の内容の明確化

- ✓ リスク軽減措置を講じることについても勧告・命令することができることを明確化してはどうか。

※現行制度においては、対内直接投資等の「内容の変更又は中止」を勧告・命令することが可能。



リスク軽減措置の明確化②

④変更の届出の導入

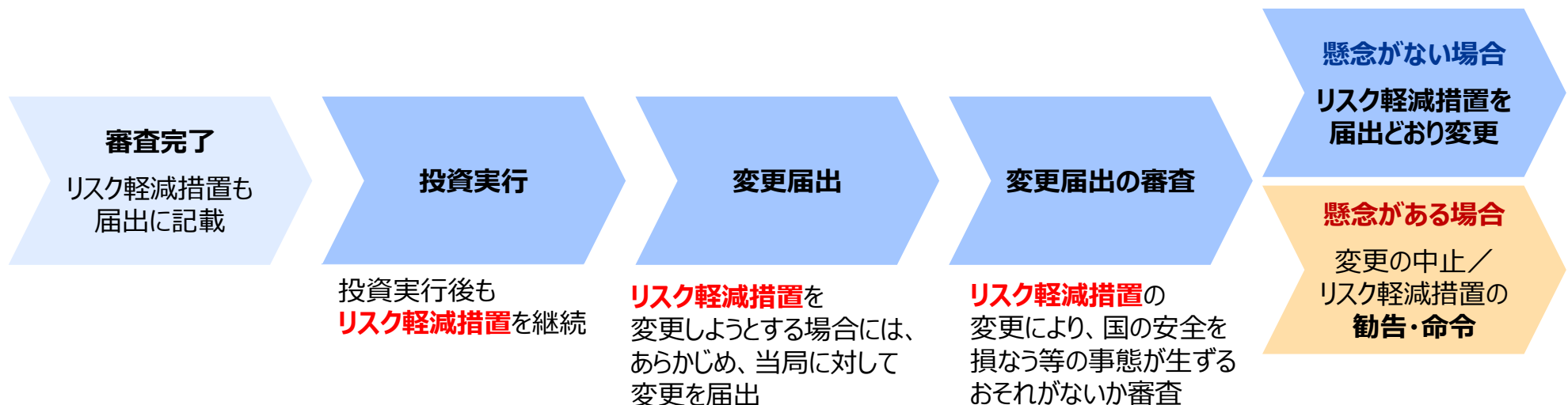
- ✓ 投資実行後、外国投資家がリスク軽減措置の内容を変更しようとする場合には、変更の届出を義務づけることとしてはどうか。

※外国投資家にとっては、事情変更等に応じた対応が可能となる一方、当局は、変更の届出を国の安全等の観点から審査することで事後モニタリングが容易に。

- ✓ 変更の届出については、改めて審査を行い、必要な場合には変更の中止やリスク軽減措置の勧告・命令をできることとしてはどうか。

※ 勧告・命令に違反した場合や、変更の届出を行うことなく当初届け出たリスク軽減措置を講じていない場合には、現行制度の勧告・命令違反や無届等の場合と同様、株式の処分等必要な措置を命じることができることとしてはどうか。

リスク軽減措置の内容を変更しようとする場合



リスク軽減措置の明確化③（諸外国の制度比較）

- 主要国の中には、法令においてリスク軽減措置に関する取扱いが整備されている例が多く存在。

	リスク軽減措置の取扱い
アメリカ	国家安全保障に対するリスクを軽減するために、当局と取引の当事者との間でリスク軽減措置に合意することや、リスク軽減措置を条件として命ずること等が可能。
イギリス	国家安全保障のリスクへの対処・緩和が必要と判断する場合、リスク軽減措置を命じることが可能。
ドイツ	国家安全保障上のリスクに対して、安全保障上必要な命令をすること、又は公法契約（public law contract）によりリスク軽減措置に合意することが可能。
フランス	国家安全保障、公の秩序、及び公衆の安全の観点から、事前審査において国家利益を損なわないようにするためのリスク軽減措置を求めることが可能。
カナダ	国家安全保障審査において、投資家の提出する誓約によって国家安全保障を損なうおそれに対処することができるほか、命令による条件の付加が可能。

（注）各国公表資料等を基に作成。

リスク軽減措置の明確化④（参考条文）

- 現行制度上、事業目的、金額、実行の時期、その他政令で定める事項を届け出ることとなっている。

※リスク軽減措置は、通常、政令以下で定める事項の一つである「経営関与の方法」に記載。

- 審査の結果、対内直接投資等の「内容の変更又は中止」を勧告・命令することができる。

○外為法

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第二十七条 外国投資家（前条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで及び第五十五条の五において同じ。）は、対内直接投資等（前条第二項に規定する対内直接投資等をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十九条の二第二項及び第七十条第一項において同じ。）のうち第三項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、**当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。**

2～4 （略）

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る**対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認めるときは**、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、**当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。**ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6～9 （略）

10 第五項の規定による勧告を受けたものが、第七項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、**当該勧告を受けたものに対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。**ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は第六項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

11～14 （略）

- 1． 現行制度の課題と考え方
- 2． 届出を求める対内直接投資等の見直し
- 3． リスク軽減措置の明確化
- 4． 間接的な本邦企業への影響の捕捉

間接的な本邦企業への影響の捕捉①

- 本邦企業の株式・議決権を保有する外国法人等（直接保有者）を、別の外国投資家（間接取得者）が子会社とすること等を通じて、本邦企業の株式・議決権を間接的に取得するようなケースについて対応が必要ではないか。

現行制度上の課題・懸念

- 機微技術を保有する本邦企業を、外国投資家（直接保有者）が子会社化。その後、当該外国投資家が別のリスクが高い外国投資家（間接取得者）の傘下に入ることとなる場合に、審査を行うことができない。
- 機微技術を保有する本邦企業の株式を、それぞれ少ない割合で保有している多数の外国投資家（直接保有者）を、リスクが高い外国投資家（間接取得者）が買収することにより、グループ合計としては高い持株比率で本邦企業の株式を保有することとなる場合に、審査を行うことができない。

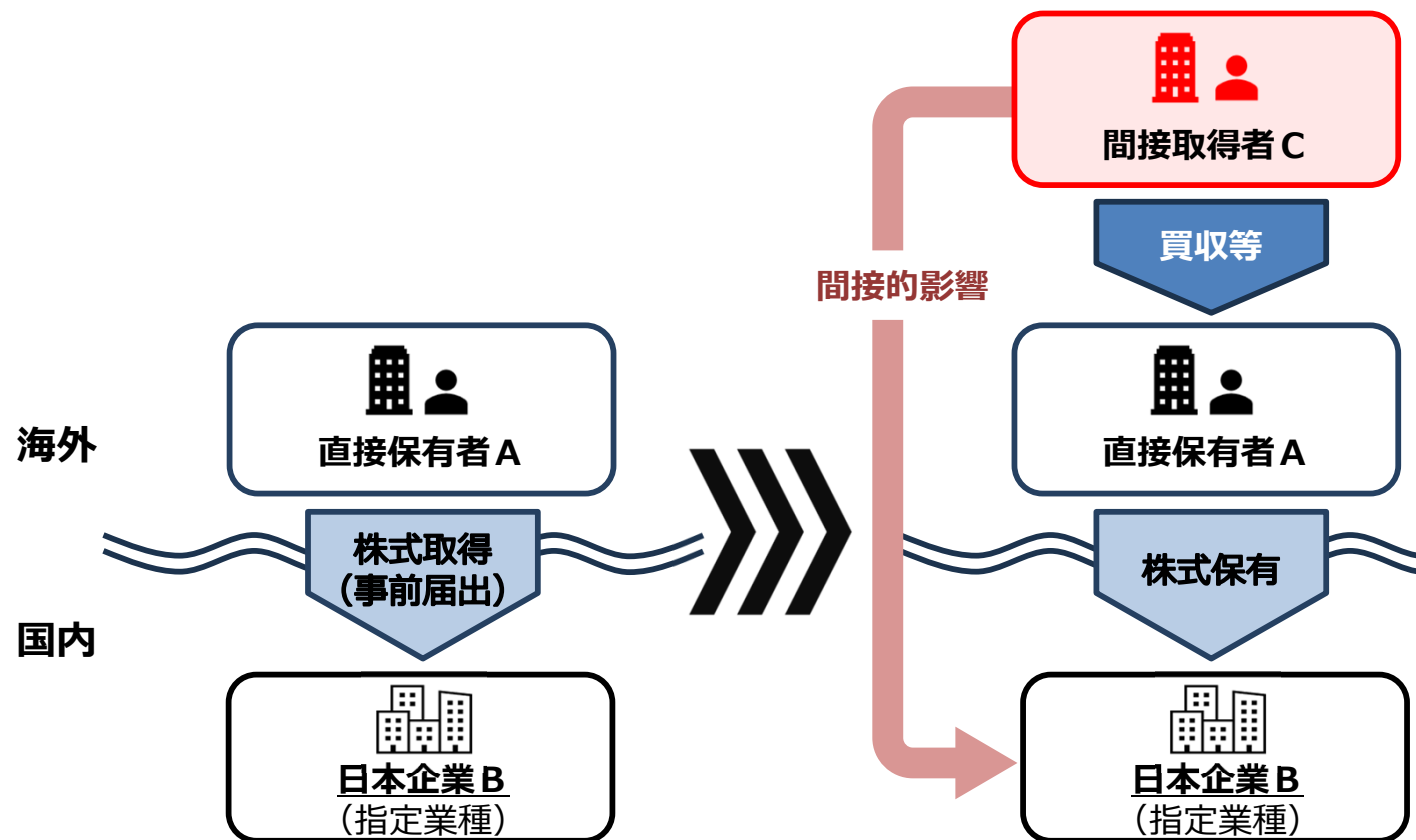
検討に当たっての論点

- 間接取得者による直接保有者の株式・議決権の取得等は、原則国外で行われる行為であることから、執行可能性に留意する必要。
- 健全な投資の促進に配慮する観点から、過度な規制となることがないよう、間接取得者のリスク属性に応じた対応を検討する必要。

間接的な本邦企業への影響の捕捉②

対内直接投資等の定義の見直し

- ✓ 間接取得者が買収等により直接保有者を支配することを通じて、本邦企業に間接的な影響を及ぼす場合に対応できるよう、例えば、対内直接投資審査の対象に以下のような行為を加えてはどうか。
 - 間接取得者が、本邦企業の株式・議決権を保有する直接保有者の議決権を新たに50%以上保有することとなる議決権の取得
 - 間接取得者の関係者が、直接保有者の役員の過半数を占める行為
- ✓ 直接保有者がどの程度本邦企業の株式・議決権を有している場合に、間接取得者に届出を義務付けるかについては、健全な投資促進に配慮しつつ、間接取得者のリスク属性に応じた取扱いとしてはどうか。



※日本企業への対内直接投資の閾値は原則 1 % であるが、健全な投資促進に配慮しつつ、間接取得者のリスク属性に応じて異なる取扱いをしてはどうか。

- 審査の必要性が高い投資家（＝事前届出免除制度利用不可の投資家）
- 一般投資家

間接的な本邦企業への影響の捕捉③（諸外国の状況）

- 主要国の中には、間接的な投資についても規制している例が多く存在。

事例 1

- X国のファンドが、子会社（C）を通じて、Y国の半導体企業（A）の買収を企図。
- これに対して、Z国当局は、半導体企業Aが有するZ国の子会社（B）が軍事転用可能な機微技術を保有しており、本件取引によりZ国の国家安全保障を損なうおそれが生じることを理由として、買収禁止を命令。

事例 2

- X国電力会社（C）が、Y国の建設会社（B）の海外親会社（A）株式の90%の取得を企図。
- Y国当局は、建設会社Bへの出資がY国の重要電力資産に及ぼす国家安全保障上のリスクを審査。審査の結果、Y国当局は、出資者との情報共有を制限することや、長期電力供給の管理等についてY国当局が承認した事業者に限定することを内容とするリスク軽減措置を命令。

主要国の状況

- アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ等において、自国の事業者に対する間接的な支配権の取得に対し、審査を行うことができる制度が整備されている。

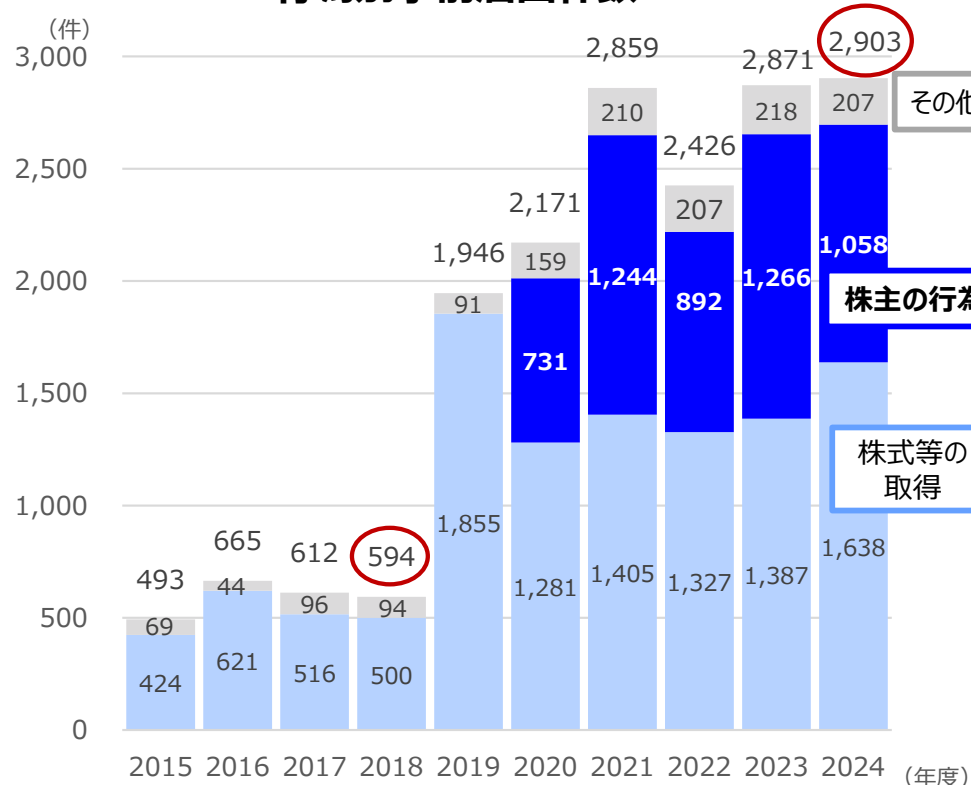
（注）各国公表資料等を基に作成。

(参考資料)

事前届出件数の推移

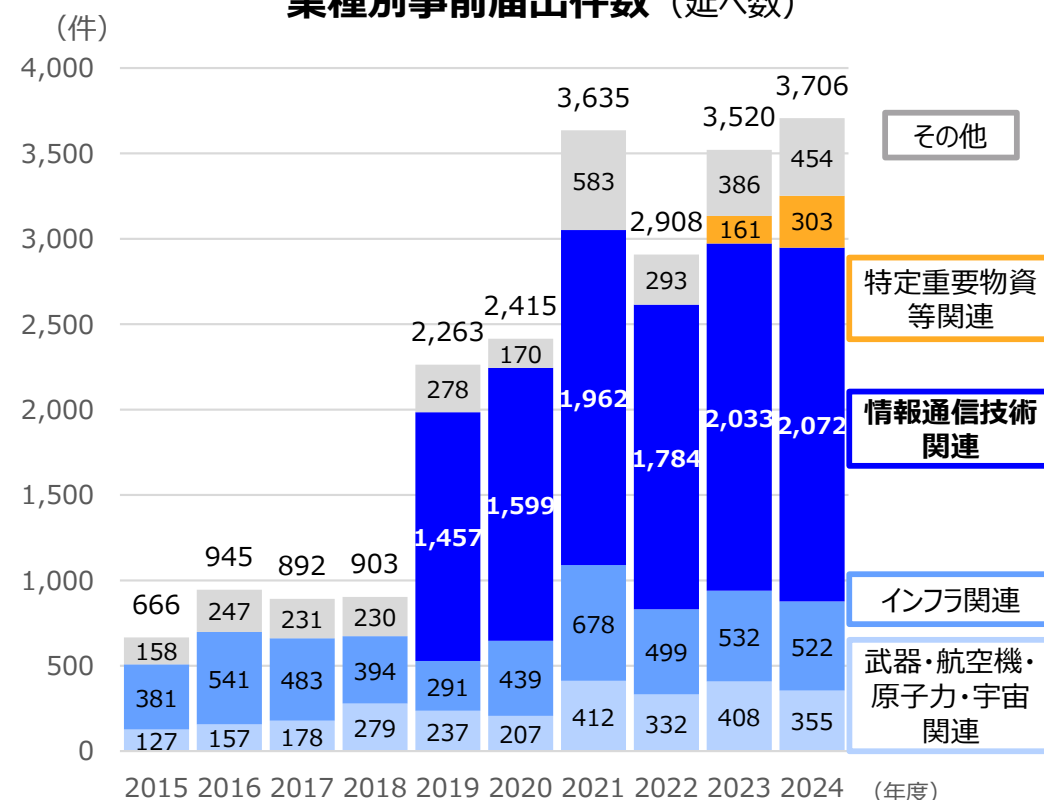
- 指定業種の追加（2019年8月適用開始）や、役員選任の同意をはじめとする株主の行為について事前届出の対象とした2019年改正法（2020年6月適用開始）の影響により、届出件数は増加傾向。
2018年度と比較して、2024年度の届出件数は約5倍。
- （※）2019年改正法における事前届出の閾値引下げによって新たに届出対象となった、10%未満の上場会社の議決権取得については、免除制度の導入もあいまって2024年度の届出件数は34件に留まっている。
- 2019年8月に指定業種に追加された情報通信技術関連業種（情報処理サービス業、ソフトウェア業、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業等）に係る届出が2024年度の届出の56%と過半を占めている。

行為別事前届出件数



（注）「その他」は、事業目的の変更、金銭貸付、社債取得、株式譲渡、支店の設置、事業の承継、共同議決権行使等に係る届出。

業種別事前届出件数（延べ数）



（注1）複数業種にまたがる届出については、それぞれの業種について延べ数で算出。

通信業は2019年度以降情報通信技術関連として分類。

（注2）2020年度以降は株主の行為に係る事前届出を含む。

近年の指定業種の見直し

- 国際化の進展や急激な技術革新、産業基盤のデジタル化といった社会経済構造の変化等に伴う経済安全保障上の要請を受けて、指定業種の見直しを随時実施。

2019年8月 情報通信技術関連業種

諸外国において、原発や軍事用に使われる機器に不正プログラムが仕掛けられていた事例など、**汎用的なチップやソフトウェア等により、機微情報を搾取しようとする事例や重要なインフラが機能を停止する事案が発生**。サイバーセキュリティの確保の重要性が高まっていることなどを踏まえ、ソフトウェア・半導体製造・情報処理サービス・一部の通信業等を指定業種に追加。

2020年7月 感染症医薬品製造業・高度医療機器製造業

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な蔓延を受け、国民の生命・健康に関わる重要な国内医療産業の国内製造基盤を維持し、我が国の安全保障、国民の生命・健康に重大な影響が及ぶ事態を防止する観点から、感染症医薬品製造業及び高度医療機器製造業を指定業種に追加。

2021年11月 重要鉱物資源関連業種・特定離島港湾施設等関連の建設業

今後、**需要の一層の拡大が見込まれるレアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図るため**、重要鉱物資源の安定供給確保に係る鉱業や資源調査等に関する業種を指定業種に追加。併せて、重要鉱物資源の調査等を行う船舶の円滑な活動を確保すべく特定離島港湾施設等の整備を行う建設業（いわゆるマリコン業者）を指定業種に追加。

2023年5月 特定重要物資等の製造業

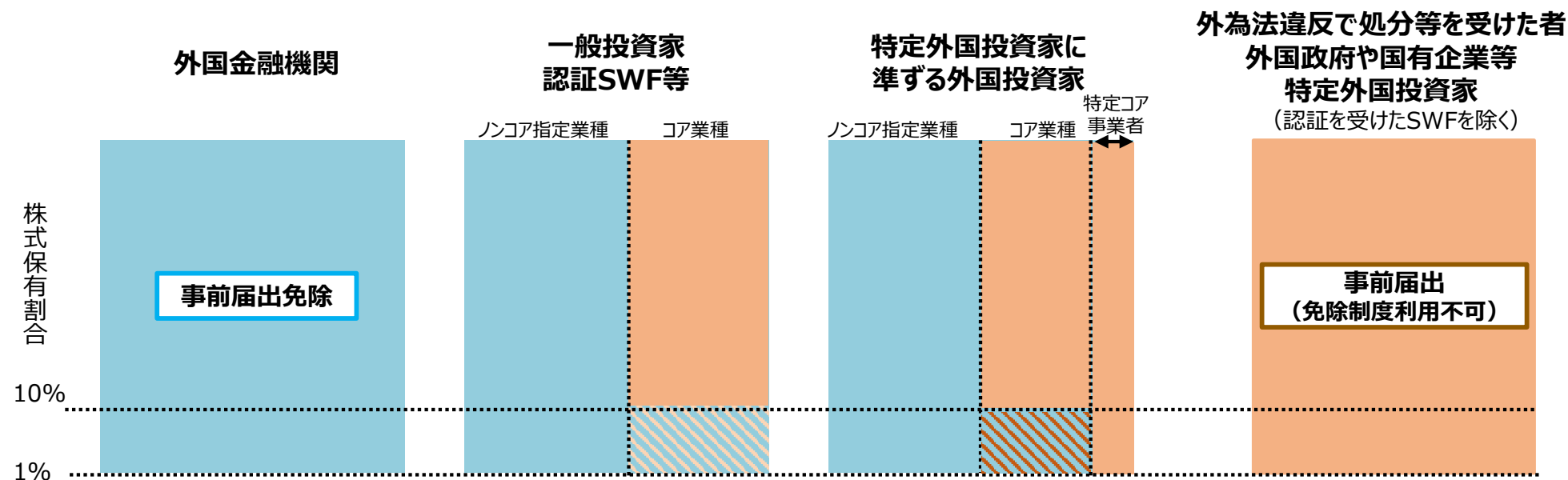
経済安保推進法に基づき、国民の生存に必要不可欠、または広く国民生活・経済活動が依拠している**重要な物資が特定重要物資に指定されたことを受け**、これらの安定供給確保、技術流出・軍事転用リスクへの対処等、外為法の「国の安全」等の観点から、11の特定重要物資と3D金属プリンター、ドローンの製造業を指定業種に追加。

2024年9月 特定重要物資等の製造業の追加

経済安保推進法における、「特定重要物資」の追加指定等を受け、半導体製造関連機器、先端電子部品、工作機械部品、船舶用機関の製造業を指定業種に追加。併せて、国の安全等を確保する観点から、光ファイバケーブル、複合機の製造業を指定業種に追加。

外国政府等の影響を受ける外国投資家に関する取扱い

- 上場会社等の株式・議決権や非上場会社の株式・持分の取得について、一定の基準を遵守する場合は事前届出が免除される。
- 外国政府や国有企業等、特定外国投資家は事前届出免除制度を利用できない。
- 遵守する基準については、外国投資家の属性によって異なり、特定外国投資家に準ずる外国投資家については、事前届出免除制度の利用に制限があるほか、上乗せの基準を課している。



免除基準	① 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない ② 指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない ③ 指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない	
上乗せ基準 (免除基準に加え遵守)	④ コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない ⑤ コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない	
更なる上乗せ基準 (免除基準・上乗せ基準に加え遵守)	⑥ コア業種に属する事業に関する非公開の情報にアクセスしない ⑦ コア業種に属する事業に関し、発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない	

各国の対内直接投資審査制度の概要

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ	日本
義務的事前届出・審査	対象となる株式所有等の割合等	一定の数値による 閾値の定めなし 支配権や機微情報の取得を伴う取引等に限定	25%	10%	10% / 20%	3% / 10%	33% かつ一定規模以上の企業が対象	1%
	対象となる事業	指定業種 輸出管理の対象となる重要技術に限定	指定業種	指定業種	指定業種	指定業種	全業種	指定業種
事後介入		義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、25%以上取得する場合は、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象については、株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、審査・株式売却命令等が可能	義務的事前届出対象以外についても、免除制度利用者が免除基準に違反した場合には、株式売却命令等が可能
義務的事前届出件数		325件 任意届出含む	954件	182件	261件	660件	6件	2,903件

(出所) 各国公表資料等を基に作成。

(注1) 義務的事前届出・審査欄の株式割合等は上場企業の場合を記載。

(注2) 義務的事前届出件数については、各国の直近の公表データによる（2025年11月20日時点。米仏独伊は2024年1月～12月、英日は2024年4月～2025年3月、加は2023年4月～2024年3月）。

(注3) 加はnet benefit reviewの対象となる義務的事前申請（application）の件数。
このほか、投資実行後30日以内の届出が可能な届出類型（notification）が存在しており、この件数は1,195件。